



千葉大学ユニオンニュース 第96号 2016年11月16日

編集・発行：千葉大学ユニオン 事務局：西千葉キャンパス旧薬学部1号館119室 メール：cuu@e-mail.jp

電話・FAX：043-290-2234 HP：http://www.age.cc/~cuu/（過去のニュースもご覧になれます）

☆職場でお困りのこと、お気づきのこと、ご質問・ご意見をお寄せください。

千葉大学ユニオンから千葉大学への協議申し入れ書

2016年10月13日 千葉大学ユニオン委員長 安藤哲哉

千葉大学ユニオンでは、10月13日に千葉大学に対し、下記の協議申し入れを行いました。入試関連の申し入れは、3年くらい前から継続している交渉事項ですが、そろそろ決着させたいと考えています。技術職員問題については、事務職員との給与格差が解消されたことが確認されるまで、継続的に監視していくつもりです。非常勤職員等で3年で雇い止めになっている事例が多いことは、ユニオンが最近把握した事実で、今年度いっぱい雇い止めになる人がでないよう、緊急に、交渉したいと思います。そういう事例をご存知の場合は、ユニオンまで、ご連絡下さい。5年雇い止め問題については、この後の記事で詳しく述べます。

協議申し入れ書(2016年10月13日提出)

さて、昨年度までの協議に引き続き、下記の諸点に関し、協議の場を設けて頂きたいと存じます。ご多忙中恐縮でございますが、ご協力のほどお願い致します。

1. センター入試監督業務に対する妥当な手当の支給、および、個別試験の手当に関する給与規定の作成に関して(前年度以前からの継続議題)

センター試験業務については、現在、所定労働時間を超えた部分について時間外手当が支給されていますが、休日振り替え可能な教職員については、所定時間分に関する特段の手当は支給されていません。しかし、入試業務が通常の職務と異なる特殊な業務であり、強い緊張を長時間強いられる作業であること、さらにセンター入試については大学入試センターから各大学に監督者手当が配分されていることから、ユニ

オンでは、特殊勤務手当としての、入試手当が支給されることが妥当だと考えます。多くの大学では職員給与規定中にセンター入試監督手当に関する規程が設けられ、監督者1人あたり1日1万円程度が支給されています。また、国立大学法人化以前には、時間外手当の名目で、1日あたり約1万円が支給されていました。今後は、それを、給与規定の中で、特殊勤務手当に相当する入試手当と位置付けて明文化し、入試手当を支給することを要求します。

また、既に過去の協議の場で了解されたように、センターから配分されている予算(人件費・物品費)の部局ごとの配分額、使途の内訳に関する資料を示して頂き、部局間での人件費支給の不平等がないか確認して頂きたいと思います。

なお、個別試験の入試業務(出題・採点・監督等)につきましては、従来は慣習として明確な基準が公開されることなく、時間外手当の名目で、ある程度の報酬が支給されてきました。ただ、その金額は、年度によって変動していたようです。今後は、特殊業務としての入試手当として給与規定の中で基準を明確化し、不透明な形での時間外手当支給という形式を改めていただくのがよいと考えます。

2. 技術職員問題に関して

千葉大学の技術職員について、事務職員との給与格差是正はユニオンが旧全学組合の時代から継続的に取り組んできた問題です。その格差は改善される方向にあるようですが、格差が解消されたというデータはまだ確認できていません。以前に、職員の平均給与だけは示されましたが、平均年齢が示されない状

態での平均給与のみの比較は統計的に無意味です。そのため、事務職員と技術職員の年齢別職階人数表の作成・開示を要求してありました。「職位と年齢ごとに詳細な人数を示すと個人が特定される箇所があるので開示できない」との回答がありましたが、これに対しユニオンは、個人が特定されない(部局毎ではなく、大学全体の)事務職員・技術職員年齢別職階人数表の開示は可能であることを指摘し、資料の作成・開示を要求しています。対応をお願いします。

3. 非常勤職員、特に、日々雇用職員の3年雇い止め問題について

ユニオンでは、非常勤職員の雇用期間を原則として5年を超えないこととする現在の給与規定は、改正労働法の趣旨に反していて好ましくないことは、以前から主張し続けてきました。今後も、この問題には継続して取り組んでいきます。ただ、この問題の解決には難しいところもあり、今回の協議では、もっと期限のさしせまった以下の問題を優先して話し合いたいと思います。

5年雇い止め撤廃に向けて

表記の事項について、最近の情勢変化とユニオンの取り組みについて、説明します。大きなニュースとしては、次の2点があります。

第1は、『東北大学人事給与課の山田純司課長らが10月、原則5年で契約を打ち切るとしていた方針を「諸般の事情の変化のため方針を見直す」と伝えた。新たな方針は「年内に示せるよう努力する」とし、「打ち切り方針」に伴う人事選考を延期するとも説明したという。』(朝日新聞デジタル11月1日)というものです。

東北大学は、2016年4月ごろ、独立法人化後に採用された約3243人の非正規職員については、

2013年4月1日からカウントして原則5年上限で雇い止めすると通告しました。これは、早稲田大学が2015年11月に組合と和解し、5年上限を撤廃した後の出来事であったため、マスコミ等でも大きく報道されました。その後、労働組合、マスコミ、(噂によると政府)からの圧力が続いたようで、結局、上記のように、5年雇い止め条項を根本的に見直すことになりました。

第2は、自民党衆議院議員代議士の河野太郎氏のTwitterの以下の書き込みです。

○2016/11/04/15:45

大学等の事務方の5年雇い止めの問題、文科省に問題提起しました。対応を検討してもらってます。

○2016/11/02/13:46

昨年から行革推進本部で国立大学に対して方針をヒアリングしています。

5年で雇い止めにする答えたところは今のところありません。

方針を検討中というところはありますが。

次に、千葉大学ユニオンの取り組みについて報告させていただきます。10月14日に首都圏非常勤組合から、5年上限撤廃について千葉大学ユニオンと共同で千葉大学に団体交渉申し込みたいという提案がありました。メール審議・執行委員会での審議の結果、申込書の文面を非常勤講師組合と協議した上で共同申し込みを行う方針を決定し、現在、文面の調整を行っているところです。それが終わり次第、千葉大学に団体交渉申し入れを行う予定です。この件については、今後のユニオン・ニュースでも、逐次、進展を報告していく予定です。

(委員長 安藤哲哉)

加入申込書

千葉大学ユニオン委員長 安藤 哲哉 様

千葉大学ユニオン規約を承認し、千葉大学ユニオンに加入いたします。

2016年 月 日

お名前:

ご所属:

E-Mail:

問い合わせ先 電話・ファックス:043-290-2234 メール:cuu@e-mail.jp